

鳥取市告示第 4 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 6 年 7 月 2 2 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	双六原町内会
区 域	鳥取市双六原 7 9 番地から 1 9 9 番地までの区域
主たる事務所	鳥取市双六原 1 0 4 番地

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
原野	132 m ²	鳥取市双六原字才ノ谷東分 346 番 1
原野	128 m ²	鳥取市双六原字才ノ谷東分 346 番 2
原野	1214 m ²	鳥取市双六原字才ノ鼻 390 番 1
山林	1681 m ²	鳥取市双六原字才ノ鼻 390 番 2
原野	218 m ²	鳥取市双六原字才ノ鼻 390 番 6
原野	24935 m ²	鳥取市双六原字才ノ谷東分 391 番 2
保安林	971 m ²	鳥取市双六原字才ノ谷東分 391 番 3
保安林	4958 m ²	鳥取市双六原字才ノ谷西分 392 番 2
保安林	11980 m ²	鳥取市双六原字才ノ谷西分 392 番 3
原野	245 m ²	鳥取市双六原字才ノ谷西分 392 番 4
保安林	10210 m ²	鳥取市双六原字才ノ谷口 393 番 1
保安林	1476 m ²	鳥取市双六原字才ノ谷口 393 番 2
保安林	192 m ²	鳥取市双六原字才ノ谷口 393 番 3
保安林	101 m ²	鳥取市双六原字才ノ谷口 393 番 4
保安林	3644 m ²	鳥取市双六原字才ノ谷口 393 番 5
雑種地	105 m ²	鳥取市双六原字柿木谷 395 番 1
山林	8565 m ²	鳥取市双六原字柿木谷 395 番 3

原野	6990 m ²	鳥取市双六原字柿木谷 395 番 6
原野	4628 m ²	鳥取市双六原字茶山 495 番
原野	5289 m ²	鳥取市双六原字下石代 525 番
原野	34842 m ²	鳥取市双六原字蛇谷 528 番

- 3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり
- 4 異議を述べることができる期間
令和6年7月22日から令和6年10月22日まで
- 5 異議を述べることができる者の範囲
申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 6 異議を述べる方法
地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。
- 7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
竹内實義	鳥取市双六原 112 番地	6 分の 1
前田幾蔵	鳥取市双六原 198 番地第 1	6 分の 1
田中きみ子	鳥取市双六原 146 番地 2	6 分の 1
音田邦豊	鳥取市双六原 79 番地	6 分の 1
田中實壽	鳥取市双六原 92 番地	6 分の 1
田渕潔	鳥取市双六原 109 番地	6 分の 1